

社会福祉法人 当麻園 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人 当麻園（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二十一条、第二二条4項の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び顧問及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 役員等には、職務執行の対価として、報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第三条 役員等に対する報酬等の額については、別表に定めるものとする。ただし、評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲とし、理事及び監事及び顧問に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲とする。

(当法人職員給与との併給)

第四条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第五条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第六条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第三項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第八条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別 表（役員等の報酬）

（1）評議員

| | 報酬の額（交通費を含む。） |
|---------------------|---------------|
| 評議員会への出席 | 2万円／1会議出席 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 1万円／日額 |

（2）理事

| | 報酬の額（交通費を含む。） |
|---------------------|---------------|
| 理事会等会議への出席 | 2万円／1会議出席 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 1万円／日額 |

（3）監事

| | 報酬の額（交通費を含む。） |
|---------------------|---------------|
| 監事監査及び理事会等への出席 | 2万円／1会議出席 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 1万円／日額 |

（4）顧問

| | 報酬の額（交通費を含む。） |
|---------------------|---------------|
| 理事会又は評議員会への出席 | 2万円／1会議出席 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 1万円／日額 |

（5）評議員選任・解任委員

| | 報酬の額（交通費を含む。） |
|-------------------|---------------|
| 評議員選任・解任委員会会議への出席 | 1万円／1会議出席 |